

霞ヶ浦流域の 事業者の皆様へ

～茨城県からのお知らせ～

霞ヶ浦流域では全ての事業者に排水基準が適用されます。令和3年4月以降、基準超過に対して改善命令などを発出することができ、命令に従わなかった場合、罰則が適用されます。速やかな下水道への接続と、下水道のない地域では高度処理型浄化槽への転換などの対応をお願いします。

茨城県と市町村は、以下のとおり下水道への接続及び高度処理型浄化槽への転換について支援しています。



補助制度のご紹介

下水道接続補助	高度処理型浄化槽への転換補助
<p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道に接続できるエリア <p>○条件</p> <ul style="list-style-type: none">・現在浄化槽を使用していて、下水道に切り替えを行う場合 <p>○金額</p> <ul style="list-style-type: none">・4万円・一定の要件[※]を満たせば最大35万円 <p><small>※「65歳以上または18歳未満のいる世帯」のうち「課税対象所得の合計額が34.8万円以下の世帯」が対象</small></p> <p>詳しくは市町村へお問い合わせください。</p>	<p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道が整備されないエリア・下水道区域であって、当分の間整備が見込まれないエリア <p>○条件</p> <p>現在単独処理浄化槽を使用していて、高度処理型浄化槽に転換する場合</p> <p>○金額</p> <p>設置する高度処理型浄化槽の種類により異なります。詳しくは市町村へお問い合わせください。</p>

※条件や予算、事業所用の補助枠には限りがある場合がありますので、**事前に市町村担当課あてお問い合わせください。**

環境保全施設資金融資制度のご紹介

県では中小企業の方々が行う環境保全への取り組みを支援するために、水質汚濁防止施設（高度処理型浄化槽やグリストラップ等）などに必要な資金について、融資のあっ旋を行っており、霞ヶ浦流域は利子補給をしており**実質無利子となります。**
詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

下水道接続補助に関すること
美浦村上下水道課
☎029-885-8899

合併処理浄化槽の補助に関すること
美浦村上下水道課
☎029-885-8899

融資制度に関すること
県南県民センター環境・保安課
☎029-822-7048

このチラシに関すること
茨城県環境対策課
☎029-301-2966
茨城県下水道課
☎029-301-4690